

# 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」前文

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にす  
る相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別  
を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分  
に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望  
む生活を十分に実現できていないとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があるこ  
とにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、  
誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を  
余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい  
生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、  
障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、  
障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組  
である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人  
もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野  
に参加できる共生社会【インクルーシブ社会】の実現を目指して、  
この条例を制定する。



## 条例の目的

障害を理由として様々な困難にあっている人々の状況があります。そのた  
め、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会をつくることについて、  
基本理念（基本となる考え方）を定め、県の責任と義務、また県民の役割  
を明らかにします。そして、障害を理由とする差別や言うてはいけないこと  
について、県民共通の「ものさし」をつくります。また、そのような差別な  
どをなくすため、県が様々な分野で行う支援などを計画的に推進すること  
により、全ての県民に障害があってもなくても分け隔てられることなく社会  
の対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会【インクルーシブ  
社会】を実現させることがこの条例の目的です。



## 県民の理解の促進

障害のある人に対する差別や暮らしにくさは、障害のある人に対する  
誤解や偏見、理解の不足等によって起こっています。沖縄県では、障害  
のある人と協力して、障害のある人が権利の主体であることを踏まえ、  
様々な啓発活動、研修、その他必要な取り組みを行い、障害のある人に  
対する県民の理解を深めていきます。